

(健Ⅱ16F) (地11)  
令和3年4月6日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菡 敏

新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の  
搬送体制の確保について

「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2) (コミナティ筋注) の接種に伴うアナフィラキシーの発生について」の通知については令和3年3月19日付(健Ⅱ557F) (法安172)をもってご連絡いたしました。

今般、標題について、厚生労働省より都道府県衛生主管部(局)長宛て別添の事務連絡により、関係部局との連携が円滑に進むよう基本的な考え方が示されました。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する周知協力方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 市町村の役割

- ・ 都道府県、都道府県医師会等の地域の医療関係者、消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関と調整し、搬送先候補となる二次救急医療機関等を選定し、地域の医療関係者、消防機関と共有する。
- ・ 医療機関が対応できる曜日・時間帯に限られる場合は、複数の二次救急医療機関等により対応が可能になるよう調整する。
- ・ 接種会場の場所や開設日等の情報を、搬送先候補となる医療機関及び地域の医療関係者、消防機関と予め共有するなどの体制を確保する。

2. 都道府県の役割

- ・ 1. で市町村が行う搬送先の調整・選定に必要な支援・調整を行う。  
たとえば、
  - 都道府県医師会等の地域の医療関係者や二次救急医療機関・三次救急医療機関に対する、市町村が行う搬送先の調整・選定への協力の呼び掛け
  - 二次救急医療圏毎に、市町村担当者、地域の医療関係者、消防機関等が含まれる調整の場の提供等
  - 調整・選定に必要な情報提供等の支援

医政地発 0331 第 1 号  
健健発 0331 第 2 号  
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省健康局健康課長

( 公 印 省 略 )

### 新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の 搬送体制の確保について

新型コロナワクチンの被接種者にアナフィラキシー等が発生した場合の救急対応等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第 2.1 版）」（令和 3 年 3 月 12 日付け厚生労働省健康局長通知別添）等を踏まえた対応をお願いしているところです。今般、コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：コミナティ筋注。）の接種に伴うアナフィラキシーの副反応疑い報告が報告されていることから、「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の接種に伴うアナフィラキシーの発生について」（令和 3 年 3 月 15 日付け健発 0315 第 8 号他厚生労働省健康局長他連名通知）において、被接種者にアナフィラキシー等の副反応がみられた際に、必要に応じて発症者を速やかに医療機関への搬送するために、関係部局と連携の上、必要な体制を確保することとしています。今般、この「関係部局との連携」が円滑に進むよう、下記の通り基本的な考え方をお示ししますので、内容を御了知の上、管内市町村へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 市町村の役割

- ・市町村は、都道府県、都道府県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関と調整を行い、搬送先の候補となる接種会場近傍の二次救急医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有する。なお、医療機関が対応できる曜日や時間帯が限られる場合は、複数の二次救急医療機関等により接種日等に常時対応が可能となるよう調整する。
- ・市町村は、接種会場の場所や、特に大規模な接種会場を設置する場合にあってはその開設日等の情報を、搬送先の候補となる医療機関、及び地域の医療関係者や消防機関の関係者と予め共有するなどの体制を確保する。

## 2 都道府県の役割

都道府県は、1で市町村が行う搬送先の調整・選定に当たり、必要な支援・調整を行う。例えば、

- ・ 都道府県医師会等の地域の医療関係者や、二次救急医療機関及び三次救急医療機関に対して、1で市町村が行う搬送先の調整・選定に協力するよう呼びかける
- ・ 1で市町村が行う搬送先の調整・選定が、市町村内に受入可能な二次医療機関等を有しない市町村も含め、円滑に実施されるよう、例えば二次救急医療圏毎に、市町村担当者、二次救急医療機関や三次救急医療機関等の地域の医療関係者、消防機関等が含まれる調整の場の提供等を行う
- ・ 調整・選定に必要な情報提供(例:病院群輪番制の当番)等の支援を行う

等が考えられる。なお、上記についてはあくまで例示であり、地域の実情を踏まえて適宜支援内容を検討されたい。